

報告第6号

令和4年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱を制定する告示について

令和4年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱を制定する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会定例会に報告する。

令和4年4月18日提出

瑞穂市教育委員会教育長 服 部 照

提案理由

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）の影響を受け、経済的に幼稚園に就園し、若しくは小学校又は中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対し、その経済的負担を軽減するため、要綱を制定するもの。

令和4年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の影響を受け、経済的に幼稚園に就園し、又は小学校若しくは中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対し、その経済的負担を軽減するため、就園就学緊急援助費（以下「緊急援助費」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園に就園し、又は同条に規定する小学校若しくは中学校に就学する者をいう。
- (2) 保護者 児童生徒の給食費を負担する者をいう。

(交付対象者)

第3条 この告示による緊急援助費の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に住所を有し、令和4年度瑞穂市就学援助費又は令和4年度瑞穂市特別支援教育就学奨励費の認定基準を満たさない保護者で、新型コロナウイルス感染症の影響による休業、失業等で次の各号のいずれかの貸付け又は給付金若しくは支援金の支給決定を令和4年4月1日以後に受けている者とする。

- (1) 各都道府県社会福祉協議会による緊急小口資金の貸付け
- (2) 各都道府県社会福祉協議会による総合支援資金のうち生活支援費の貸付け
- (3) 瑞穂市住居確保給付金事業実施要綱（令和2年瑞穂市告示第132号）による住居確保給付金の支給
- (4) 瑞穂市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和3年瑞穂市告示第186号）による新型コロナウイルス感染症生

活困窮者自立支援金の支給

(緊急援助費の内容)

第4条 緊急援助費の支給額単価及び支給対象期間は、別表のとおりとする。

(交付の方法)

第5条 緊急援助費の交付は、交付対象者に対して緊急援助費を支給することによって行うものとする。

(緊急援助費の支給の申請)

第6条 緊急援助費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、就園就学緊急援助費交付申請書（様式第1号）に次の各号のいずれかの書類を添付し、令和5年3月末日までに、市長に提出するものとする。

- (1) 生活福祉資金貸付決定通知書
- (2) 住居確保給付金支給決定通知書
- (3) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給決定通知書

(決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定し、就園就学緊急援助費交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者にその旨を通知するものとする。

(緊急援助費の請求)

第8条 申請者は、緊急援助費の支給の決定の通知を受けたときは、就園就学緊急援助費請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。ただし、瑞穂市立学校設置条例（平成15年瑞穂市条例第54号）第2条から第4条までに規定する小学校、中学校又は幼稚園以外に通学し、又は通園する児童生徒の交付対象者は、支払った給食費の額を証する書類を当該請求書に添付するものとする。

(緊急援助費の決定取消し及び返還)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、緊急援助費の支給の決定を取消し、又はその交付した額の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 保護者が市外へ転出したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により緊急援助費の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、決定の取消しを必要と認めたとき。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、緊急援助費の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

対象児童生徒の区分	支給額単価 (児童生徒1人当たり)	支給対象期間
幼稚園	3,000円/月	保護者が市内に住所を有し、令和4年4月から令和5年3月までに支払うべき給食費を負担した期間
小学校	5,000円/月	
中学校	6,000円/月	

就園就学緊急援助費交付申請書

年 月 日

瑞穂市長 宛

申請者（保護者）

住 所

氏 名

電 話

対象児童生徒との続柄

令和4年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定により申請します。なお、緊急援助費の交付に係る審査のため、市が住民基本台帳法に基づく住民基本台帳情報及び要綱第3条に規定する交付対象者としての要件（貸付け又は給付金の支給）について調査・確認することに同意します。

1 対象児童生徒

氏 名

幼稚園・学校名

年次・学年

2 申請期間

年 月 から 年 月

3 申請理由

添付書類（以下のいずれかの書類）

- （1）生活福祉資金貸付決定通知書
- （2）住居確保給付金支給決定通知書
- （3）新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給決定通知書

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

瑞穂市長



就園就学緊急援助費交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった緊急援助費については、次のとおり決定したので、令和4年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱第7条の規定により通知します。

1 支給決定対象児童生徒

氏 名 _____

幼稚園・学校名 _____

年次・学年 _____

決定期間 年 月 から 年 月

2 却下の理由

就園就学緊急援助費請求書

年 月 日

瑞穂市長 宛

請求者（保護者）

住 所

氏 名

電 話

対象児童生徒との続柄

令和4年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱第8条の規定に基づき、次の金額を交付くださるよう請求します。

1 請求金額

対象児童生徒			給食費を支払った 対象月
氏名	幼稚園又は学校名	年次又は学年	
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月

給食費を支払った月数 ____ヶ月 × 支給額単価 _____円 = _____円

2 振込先

金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	銀行		信用金庫		本店	
	農協		信用組合		支店 出張所	
	普通 当座 納税 貯蓄	口座番号				
ゆうちょ銀行	記 号			番 号		
フリガナ						
口座名義人						

添付書類

支払った給食費の額を証する書類（瑞穂市立の幼稚園小中学校の児童生徒の場合は不要）

報告第7号

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部
を改正する規則について

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正
する規則について、別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。

令和4年4月18日提出

瑞穂市教育委員会教育長 服 部 照

提案理由

令和4年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱
及び令和4年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱の制定のため。

報告第 8 号

令和 4 年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱を制定する告示について

令和 4 年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱を制定する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会定例会に報告する。

令和 4 年 4 月 1 8 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 服 部 照

提案理由

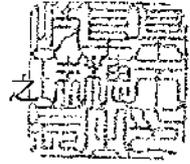
新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響を受け、経済的に困難な状況にある保育所等を利用する子どもの保護者に対し、その経済的負担を軽減するため、要綱を制定するもの。

瑞穂市告示第119号

令和4年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱
を次のように定める。

令和4年4月14日

瑞穂市長 森 和



令和4年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の影響を受け、経済的に厳しい状況にある保育所、認定こども園、特定地域型保育事業所、認可外保育施設又は企業主導型保育施設（以下「保育所等」という。）を利用する子どもの保護者に対し、その経済的負担を軽減するため、教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費（以下「副食援助費」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 特定地域型保育事業所 法第29条第1項に規定する特定地域型保育の事業を行う事業所をいう。
- (4) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定に基づく施設の設置等に係る都道府県知事への届出を行った施設をいう。
- (5) 企業主導型保育施設 児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づく施設のうち同項の規定による助成を受けているものをいう。
- (6) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第1項に規定する認定を受けている保護者をいう。

(交付対象者)

第3条 この告示による副食援助費の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に住所を有し、保育所等を利用する子どもの教育・保育

給付認定保護者で、新型コロナウイルス感染症の影響による休業、失業等で次の各号のいずれかの貸付け又は給付金の支給決定を令和4年4月1日以後に受けている者とする。

- (1) 各都道府県社会福祉協議会による緊急小口資金の貸付け
- (2) 各都道府県社会福祉協議会による総合支援資金のうち生活支援費の貸付け
- (3) 瑞穂市住居確保給付金事業実施要綱（令和2年瑞穂市告示第132号）による住居確保給付金の支給
- (4) 瑞穂市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和3年瑞穂市告示第186号）による新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給

（交付の範囲）

第4条 交付の対象となる副食費は、交付対象者に係る児童が令和4年4月から令和5年3月までに利用する施設から食事の提供を受けた場合に交付対象者が保育所等に支払うべき副食費とする。ただし、保育所、認定こども園及び特定地域型保育事業所を利用する3歳未満の子どもの副食費は、交付対象者が当該保育所等に支払うべき利用者負担額とし、認可外保育施設及び企業主導型保育施設を利用する3歳未満の子どもの副食費は、交付対象者が当該保育所等に支払うべき月額利用料とする。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者が市内に住所を有していない期間に利用した保育所等に支払うべき副食費は、交付の対象としない。

3 第1項の規定にかかわらず、交付対象者が保育所等に支払うべき副食費について、他に助成を受けている副食費は、交付の対象としない。

（交付の方法）

第5条 副食援助費の交付は、交付対象者に対して副食援助費を支給することによって行うものとする。

（副食援助費の額）

第6条 副食援助費の額は、1月につき、児童1人当たり3,000円（交付対象者が現に支払った副食費の額が3,000円を下回る場合には、現に支払った副食費の額）とする。

(副食援助費の支給の申請)

第7条 副食援助費の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、緊急副食援助費交付申請書(様式第1号)に次の各号のいずれかの書類を添付し、令和5年3月末日までに、市長に提出するものとする。

- (1) 生活福祉資金貸付決定通知書
- (2) 住居確保給付金支給決定通知書
- (3) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金決定通知書
(決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定し、緊急副食援助費交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者にその旨を通知するものとする。

(副食援助費の請求)

第9条 申請者は、副食援助費の支給の決定の通知を受けたときは、緊急副食援助費請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。ただし、瑞穂市保育所条例(平成15年瑞穂市条例第74号)第2条に規定する施設以外を利用する子どもの交付対象者は、支払った副食費の額を証する書類を当該請求書に添付するものとする。

(副食援助費の決定取消し及び返還)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、副食援助費の支給の決定を取消し、又はその交付した額の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 保護者が市外へ転出したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により副食援助費の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、決定の取消しを必要と認めたとき。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、副食援助費の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

緊急副食援助費交付申請書

年 月 日

瑞穂市長 宛

申請者（保護者）

住 所

氏 名

電 話

対象児童との続柄

令和4年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定により申請します。なお、副食援助費の交付に係る審査のため、市が住民基本台帳法に基づく住民基本台帳情報及び要綱第3条に規定する交付対象者としての要件（貸付け又は給付金の支給）について調査・確認することに同意します。

1 対象児童氏名 _____

2 利用施設名 _____

3 申請期間 年 月 から 年 月

4 申請理由 _____

添付書類（以下のいずれかの書類）

- (1) 生活福祉資金貸付決定通知書
- (2) 住居確保給付金支給決定通知書
- (3) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

瑞穂市長



緊急副食援助費交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった副食助成費については、次のとおり決定したので、令和4年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱第8条の規定により通知します。

1 支給決定対象児童

氏名 _____

施設名 _____

決定期間 年 月 から 年 月

2 却下の理由

緊急副食援助費請求書

年 月 日

瑞穂市長 宛

申請者（保護者）

住 所

氏 名

電 話

対象児童との続柄

令和4年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱第9条の規定に基づき、次の金額を交付くださるよう請求します。

1 請求金額

対象児童氏名	施設名	利用月	支払った副食費(a)	aと3,000円を比較し、少ない額(b)
		年 月	円	円
		年 月	円	円
		年 月	円	円
		年 月	円	円
		年 月	円	円
		年 月	円	円
		年 月	円	円
		年 月	円	円
		年 月	円	円
		年 月	円	円
		年 月	円	円
		年 月	円	円

請求額（bの合計） 円

2 振込先

金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	銀行	信用金庫	本店
	農協	信用組合	支店 出張所
	普通 当座 納税 貯蓄	口座番号	
ゆうちょ銀行	記 号		番 号
フリガナ			
口座名義人			

添付書類

支払った副食費等の額を証する書類（瑞穂市立保育所を利用している場合は不要）

承認第 4 号

瑞穂市青少年育成推進員の委嘱についての専決処分について

瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）
第 3 条第 1 項の規定により、瑞穂市青少年育成推進員に別紙名簿の者を委嘱した
ので、同条第 2 項の規定により報告し、瑞穂市教育委員会の承認を求める。

令和 4 年 4 月 1 8 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 服 部 照

提案理由

瑞穂市青少年育成推進員設置規則(平成 1 5 年瑞穂市教育委員会告示第 4 号)
第 3 条の規定により、委嘱するもの。

令和4・5年度 瑞穂市青少年育成推進員

瑞穂市青少年育成推進員設置要綱の規定による

	氏名	担当	任期	年数	備考
1	武藤 輝夫	牛牧	R4.4.1～R6.3.31	29	平成11年4月1日から県より「岐阜県青少年育成推進指導員」として委嘱
2	長屋 正治	生津	R4.4.1～R6.3.31	22	
3	藤橋 克郎	穂積	R4.4.1～R6.3.31	19	
4	田村 和彦	本田	R4.4.1～R6.3.31	19	
5	青木 亨幸	南	R4.4.1～R6.3.31	9	平成20年度～26年度青少年育成推進員
6	錦見 敦子	穂積	R4.4.1～R6.3.31	6	
7	森 厚子	牛牧	R4.4.1～R6.3.31	3	
8	馬淵 淳子	中	R4.4.1～R6.3.31	3	
9	矢野 幸子	西	R4.4.1～R6.3.31	3	

※ 年数は、令和3年度末までの年数

承認第5号

瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分について

瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により、瑞穂市スポーツ推進委員に別紙名簿の者を委嘱したので、同条第2項の規定により報告し、瑞穂市教育委員会の承認を求める。

令和4年4月18日提出

瑞穂市教育委員会教育長 服 部 照

提案理由

スポーツ基本法第32条第1項及び瑞穂市スポーツ推進委員規則の規定により委嘱するもの。

令和4・令和5年度 瑞穂市スポーツ推進委員名簿

	氏名	性別	役職	校区	任期
1	堤 卓雄	男	委員長	生津	R4. 4. 1～R6. 3. 31
2	廣瀬 眞弓	女	女性部代表 広報アドバイザー	穂積	R4. 4. 1～R6. 3. 31
3	清水 澄子	女	親睦会事業部長 研修アドバイザー	本田	R4. 4. 1～R6. 3. 31
4	松尾 康史	男	副委員長 事業アドバイザー	牛牧	R4. 4. 1～R6. 3. 31
5	大友みゆき	女	親睦会会計部長 事業	巢南・西	R4. 4. 1～R6. 3. 31
6	宮川ひづる	女	広報・普及 サブリーダー	生津	R4. 4. 1～R6. 3. 31
7	深水 絹子	女	研修 サブリーダー	生津	R4. 4. 1～R6. 3. 31
8	妻島はつ美	女	研修	牛牧	R4. 4. 1～R6. 3. 31
9	今井 里絵	女	広報・普及	穂積	R4. 4. 1～R6. 3. 31
10	三木 利信	男	広報・普及	巢南・南	R4. 4. 1～R6. 3. 31
11	伊藤せつよ	女	研修	巢南・中	R4. 4. 1～R6. 3. 31
12	廣瀬 兼展	男	事業	本田	R4. 4. 1～R6. 3. 31
13	岡田 保彦	男	研修 リーダー	巢南・西	R4. 4. 1～R6. 3. 31
14	林 昌宏	男	事業 リーダー	巢南・南	R4. 4. 1～R6. 3. 31
15	吉田 厚司	男	広報・普及 リーダー	巢南・中	R4. 4. 1～R6. 3. 31
16	岩田 肇	男	事業	巢南・南	R4. 4. 1～R6. 3. 31
17	大滝 篤	男	事業 サブリーダー	巢南・南	R4. 4. 1～R6. 3. 31
18	溝川 哲哉	男	広報・普及	牛牧	R4. 4. 1～R6. 3. 31
19	三角 由加	女	広報・普及	生津	R4. 4. 1～R6. 3. 31
20	小森 勝	男	研修	巢南・南	R4. 4. 1～R6. 3. 31
21	佐々木 淳子	女	事業	巢南・西	R4. 4. 1～R6. 3. 31
22	江崎 崇	男	研修	穂積	R4. 4. 1～R6. 3. 31
23	永井 薫	女	事業	巢南・南	R4. 4. 1～R6. 3. 31
24	武藤 明美	女	研修	本田	R4. 4. 1～R6. 3. 31
25	渡邊 勝	男	事業	本田	R4. 4. 1～R6. 3. 31
26	河瀬 光広	男	広報	穂積	R4. 4. 1～R6. 3. 31

承認第6号

瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について

瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により、瑞穂市社会教育推進員に別紙名簿の者を委嘱したので、同条第2項の規定により報告し、瑞穂市教育委員会の承認を求める。

令和4年4月18日提出

瑞穂市教育委員会教育長 服 部 照

提案理由

瑞穂市社会教育推進員設置規則（平成15年瑞穂市教育委員会告示第3号）の規定により、補欠による社会教育推進員の推薦があったため新たに委嘱するもの。

瑞穂市社会教育推進員

校区	自治会名	氏名	任期
1	花塚西町	粟野 裕	2021.4.1～2023.3.31
2	花塚中町	棚瀬 治夫	2021.4.1～2023.3.31
3	花塚東町	山崎 洋志	2022.4.1～2023.3.31
4	井場	宇土 弥生	2021.4.1～2023.3.31
5	桜町1丁目	原 満穂	2022.4.1～2023.3.31
6	駅前	渡邊 佐和子	2021.4.1～2023.3.31
7	別府西町	棚瀬 竜也	2021.4.1～2023.3.31
8	本町	松野 勝彦	2021.4.1～2023.3.31
9	別府北町	棚瀬 久視	2022.4.1～2023.3.31
10	別府中町	棚瀬 光紀	2021.4.1～2023.3.31
11	別府南町	吉村 健一	2022.4.1～2023.3.31
12	多利町	水野 立義	2021.4.1～2023.3.31
13	中原	加藤 正美	2022.4.1～2023.3.31
14	西畑	豊田 久子	2022.4.1～2023.3.31
15	上穂積	松島 琴美	2022.4.1～2023.3.31
16	村中	土屋 隆芳	2022.4.1～2023.3.31
17	前所	若原 輝人	2022.4.1～2023.3.31
18	庄屋敷	川原 斉	2022.4.1～2023.3.31
19	新町	大住 保雄	2022.4.1～2023.3.31
20	中切	小川 亜由美	2021.4.1～2023.3.31
21	中切	松野 康宏	2021.4.1～2023.3.31
22	下穂積	安藤 泰弘	2022.4.1～2023.3.31
23	橋本	玉腰 博幸	2021.4.1～2023.3.31
24	セザール穂積	野村 哲也	2022.4.1～2023.3.31
25	柳一色	中島 康博	2022.4.1～2023.3.31
26	県警アパート	山本 悠樹	2022.4.1～2023.3.31
27	ピレッジハウス穂積	辻 靖子	2022.4.1～2023.3.31
28	旭化成社宅	林 雅弘	2021.4.1～2023.3.31
29	別府公社住宅	片岡 勝二	2022.4.1～2023.3.31
30	テラスノバ穂積	白河 克晃	2022.4.1～2023.3.31
31	小橋	田邊 洋子	2022.4.1～2023.3.31
32	向島	加納 武寧	2022.4.1～2023.3.31
33	松原	久保池 真由巳	2022.4.1～2023.3.31
34	西町	吉村 仁利	2022.4.1～2023.3.31
35	畑中	長尾 伸昭	2021.4.1～2023.3.31
36	仲町	関谷 邦久	2022.4.1～2023.3.31
37	東町	堤 由合	2021.4.1～2023.3.31
38	大門	大野 文也	2022.4.1～2023.3.31
39	仲西	山下 耕司	2021.4.1～2023.3.31
40	仲東	堀 麻美	2022.4.1～2023.3.31
41	仁井	青池 大策	2022.4.1～2023.3.31
42	本田団地1	馬淵 佳昭	2022.4.1～2023.3.31
43	本田団地2	高橋 直哉	2022.4.1～2023.3.31
44	本田団地3	西本 貴史	2022.4.1～2023.3.31
45	本田団地4	北川 雄二	2022.4.1～2023.3.31
46	本田団地5	菅野 祐司	2021.4.1～2023.3.31
47	本田緑町	長洞 任	2022.4.1～2023.3.31
48	本田緑町	立松 宏真	2021.4.1～2023.3.31
49	西只越	佐藤 雅一	2021.4.1～2023.3.31
50	テラスノバ只越	荒川 恵子	2021.4.1～2023.3.31
51	桜町2丁目	橋本 知也	2022.4.1～2023.3.31
52	東只越	杉山 正憲	2021.4.1～2023.3.31
53	十九条西	土屋 佳久	2022.4.1～2023.3.31
54	十九条中	杉崎 雄治	2022.4.1～2023.3.31
55	十九条東	南 真理子	2021.4.1～2023.3.31
56	上牛牧	森 敏幸	2021.4.1～2023.3.31
57	下牛牧	畑 和秀	2021.4.1～2023.3.31
58	牛牧団地1	堤 和雄	2021.4.1～2023.3.31
59	牛牧団地2	永山 浩隆	2021.4.1～2023.3.31
60	牛牧団地3	山本 徹	2021.4.1～2023.3.31

	校区	自治会名	氏名	任期	
61	牛 牧	下畑	久保田 覚	2021.4.1～2023.3.31	
62		宝江	藤田 佳正	2021.4.1～2023.3.31	
63		野田新田1	西尾 純一	2022.4.1～2023.3.31	
64		野田新田2	市川 晃	2021.4.1～2023.3.31	
65		野田新田3	見尾谷 広美	2022.4.1～2023.3.31	
66		アポロタウン	吉村 由美	2021.4.1～2023.3.31	
67		野白新田北	道場 一男	2021.4.1～2023.3.31	
68		野白新田南	木村 知恵	2022.4.1～2023.3.31	
69		祖父江	平塚 直樹	2021.4.1～2023.3.31	
70		伯母塚	大橋 和代	2021.4.1～2023.3.31	
71		穂南	牧村 浩幸	2021.4.1～2023.3.31	
72	生 津	馬場西	村木 哲也	2022.4.1～2023.3.31	
73		馬場西	志水 幸太	2021.4.1～2023.3.31	
74		馬場東	萩原 香菜	2022.4.1～2023.3.31	
75		馬場東	臼井 満	2021.4.1～2023.3.31	
76		上生津西	藤橋 佐智子	2021.4.1～2023.3.31	
77		上生津東	高橋 孝治	2021.4.1～2023.3.31	
78		下生津	山中 章史	2021.4.1～2023.3.31	
79		下生津	多和田 謙	2021.4.1～2023.3.31	
80		西川原	加藤 隆光	2022.4.1～2023.3.31	
81		西川原	服部 友恵	2021.4.1～2023.3.31	
82		西	座倉	堀田 秀貴	2022.4.1～2023.3.31
83	座倉		棚橋 友行	2021.4.1～2023.3.31	
84	一ツ木		小倉 智也	2021.4.1～2023.3.31	
85	一ツ木		伊藤 彰宏	2021.4.1～2023.3.31	
86	居倉		川瀬 政弘	2022.4.1～2023.3.31	
87	居倉		村木 正勝	2022.4.1～2023.3.31	
88	森		木澤 美晴	2022.4.1～2023.3.31	
89	森		斎藤 和也	2021.4.1～2023.3.31	
90	西宿舎		松永 芳明	2022.4.1～2023.3.31	
91	西宿舎		天野 知幸	2021.4.1～2023.3.31	
92	田之上		小野島 清	2021.4.1～2023.3.31	
93	田之上		堀 文人	2022.4.1～2023.3.31	
94	新月		前田 浩孝	2022.4.1～2023.3.31	
95	新月		村瀬 剛	2022.4.1～2023.3.31	
96	上唐栗		井上 裕矢	2022.4.1～2023.3.31	
97	上唐栗		松本 正美	2022.4.1～2023.3.31	
98	下唐栗		若園 千弘	2021.4.1～2023.3.31	
99	下唐栗		長尾 紀彦	2021.4.1～2023.3.31	
100	宮田		吉田 廣行	2022.4.1～2023.3.31	
101	宮田		後藤 正	2022.4.1～2023.3.31	
102	中	大月	酒井 孝敏	2021.4.1～2023.3.31	
103		重里	杉岡 良文	2022.4.1～2023.3.31	
104		重里	矢野 建	2022.4.1～2023.3.31	
105		美江寺	高橋 勇樹	2022.4.1～2023.3.31	
106		美江寺	馬淵 幸尚	2022.4.1～2023.3.31	
107		十七条	加藤 知之	2022.4.1～2023.3.31	
108		十七条	林 良宏	2022.4.1～2023.3.31	
109		十八条	小寺 弘子	2021.4.1～2023.3.31	
110		十八条	林 恵子	2021.4.1～2023.3.31	
111		南	古橋北	加藤 雅基	2022.4.1～2023.3.31
112			古橋北	若山 智哉	2022.4.1～2023.3.31
113	古橋南新町		徳田 昭	2021.4.1～2023.3.31	
114	古橋南若宮		吉川 育夫	2021.4.1～2023.3.31	
115	巢南宿舎		河野 幸一	2021.4.1～2023.3.31	
116	巢南宿舎		井上 哲也	2021.4.1～2023.3.31	
117	横屋		棚瀬 郁夫	2022.4.1～2023.3.31	
118	横屋		川崎 直樹	2022.4.1～2023.3.31	
119	中宮		大槻 淳	2022.4.1～2023.3.31	
120	呂久		高田 美喜子	2022.4.1～2023.3.31	
121	呂久		石谷 一人	2021.4.1～2023.3.31	

議案第 1 1 号

瑞穂市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則を廃止する規則について

瑞穂市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則を廃止する規則案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 4 月 1 8 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 服 部 照

提案理由

市教育委員会規則で定める申請書等の押印の見直しが完了したため、市教育委員会規則の廃止を行うもの。

瑞穂市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和4年4月●日

瑞穂市教育委員会教育長

瑞穂市教育委員会規則第●号

瑞穂市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則を廃止する規則

瑞穂市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和3年教育委員会規則第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第12号

瑞穂市立中小学校校舎大規模改造（老朽）工事の計画について

瑞穂市立中小学校校舎大規模改造（老朽）工事について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

- 1 工事名 瑞穂市立中小学校校舎大規模改造（老朽）工事
- 2 契約方法 一般競争入札（予定）
- 3 工事場所 瑞穂市立中小学校 瑞穂市美江寺173番地
- 4 工事概要 大規模改造工事
 - ・建築工事 外壁塗装、屋上防水、内装工事
 - ・電気設備工事 照明器具取替
 - ・機械設備工事 高架水槽更新
 - ・工事期間 令和5年10月31日まで（2か年度）
- 5 予算額 358,428千円

令和4年4月18日提出

瑞穂市教育委員会教育長 服 部 照

提案理由

瑞穂市学校施設等長寿命化計画に基づく改修を実施することにより、施設の長寿命化を図り教育環境整備を行うもの。

議案第13号

瑞穂市立穂積中学校屋外運動場改修工事の計画について

瑞穂市立穂積中学校屋外運動場改修工事の計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

- 1 工事名 瑞穂市立穂積中学校屋外運動場改修工事
- 2 契約方法 一般競争入札（予定）
- 3 工事場所 瑞穂市立穂積中学校 瑞穂市別府1888番地
- 4 工事概要
 - ・クレイ舗装（土系舗装） $A = 11,497 \text{ m}^2$ （野球、ソフトボール、サッカー、200mトラック、100m直線レーン）
 - ・排水施設（側溝等）
 - ・防球ネット $L = 317.3 \text{ m}$
 - ・既存クラブハウス取り壊し（建物面積）
 - ・工事期間 令和5年3月10日まで（予定）
- 5 予算額 243,100千円

令和4年4月18日提出

瑞穂市教育委員会教育長 服 部 照

提案理由

常に安全で快適な学校環境を整えるため、屋外運動場改修をおこなうもの。

議案第14号

瑞穂市立穂積小学校難聴教室整備工事の計画について

瑞穂市立穂積小学校難聴教室整備工事について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

- 1 工事名 瑞穂市立穂積小学校難聴教室整備工事
- 2 契約方法 一般競争入札（予定）
- 3 工事場所 瑞穂市立穂積小学校 瑞穂市穂積452番地
- 4 工事概要
 - ・間仕切り壁及び出入口1ヵ所設置
 - ・照明器具・難聴支援サイン設備設置
 - ・空調換気扇
 - ・工事期間 令和4年8月31日まで
- 5 予算額 15,400千円

令和4年4月18日提出

瑞穂市教育委員会教育長 服 部 照

提案理由

難聴教室として活用するため防音対策及び支援サイン設備等を整備し教育環境の向上を行うもの。

議案第 15 号

瑞穂市給食センター運営委員の委嘱について

瑞穂市給食センター運営委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 11 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

令和 4 年 4 月 18 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 服 部 照

提案理由

瑞穂市給食センター条例（平成 19 年瑞穂市条例第 14 号）第 8 条の規定により、瑞穂市給食センター運営委員を委嘱するもの。

令和4年度瑞穂市給食センター運営委員会委員名簿

	該当条項	氏名	職名	任期
1	第2号 小中学校長の代表	池田 卓也	南小学校校長	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31
2	第3号 ほづみ幼稚園長	箕浦 智子	ほづみ幼稚園園長	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31
3	第4号 小中学校の保護者を代表する者	辻 正益	瑞穂市PTA連合会 会長 穂積北中学校PTA会長	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31
4	第4号 小中学校の保護者を代表する者	吉田 麻帆	瑞穂市PTA連合会 子育て委員会委員長 本田小学校PTA	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31
5	第4号 小中学校の保護者を代表する者	青木 厚二郎	瑞穂市PTA連合会 校外生活指導委員会担当 穂積小学校PTA会長	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31
6	第5号 幼稚園の保護者を代表する者	佐藤 寿樹	瑞穂市PTA連合会 書記 ほづみ幼稚園PTA会長	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31
7	第6号 識見を有する者	梶原 美保	本田第2保育所長	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31
8	第6号 識見を有する者	高橋 誠一	牛牧第2保育所保護者会長	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31
9	第6号 識見を有する者	伏屋 美希	瑞穂市教育委員会幼児教育課	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31
10	第6号 識見を有する者	問山 光	瑞穂市健康福祉部健康推進課	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31
11	第6号 識見を有する者	藤原 裕子	穂積北中学校給食主任	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31
12	第6号 識見を有する者	茨 理絵	西小学校給食主任	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31
13	第6号 識見を有する者	村上 直江	穂積北中学校栄養教諭	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31
14	第6号 識見を有する者	渡邊 友紀	牛牧小学校栄養教諭	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31

議案第16号

令和4年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について
岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約の規定に基づき、令和4年度岐阜
県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について議決を求める。

令和4年4月18日提出

瑞穂市教育委員会教育長 服 部 照

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第
182号）及び教科用図書採択地区の設定（昭和43年岐阜県教育委員会告示
第4号）に基づき、瑞穂市教育委員会の議決を求めるもの。

意見聴取

令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）について

令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

令和4年4月18日提出

瑞穂市教育委員会教育長 服 部 照

提案理由

令和4年第2回瑞穂市議会臨時会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

教育委員会分抜粋

令和4年度

瑞穂市補正予算書

令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）

令和4年4月臨時議会

目 次

令和4年度瑞穂市補正予算総括表	1
議案第31号 令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）	2

令和4年度瑞穂市補正予算総括表

(単位：千円)

会 計 区 分		補正前の額	補 正 額	計	摘 要
一 般 会 計		19,430,000	124,831	19,554,831	
特別会計	国民健康保険事業特別会計	4,670,891	0	4,670,891	
	後期高齢者医療事業特別会計	660,104	0	660,104	
	農業集落排水事業特別会計	25,396	22	25,418	
	小 計	5,356,391	22	5,356,413	
企業会計	水道事業会計	950,704	191	950,895	
	下水道事業会計	589,984	64	590,048	
	小 計	1,540,688	255	1,540,943	
合 計		26,327,079	125,108	26,452,187	

議案第31号

令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）

令和4年度瑞穂市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124,831千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,554,831千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年4月28日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により提出するもの。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		2,694,707	124,831	2,819,538
	2 国庫補助金	492,896	124,831	617,727
歳入	合計	19,430,000	124,831	19,554,831

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		7,546,248	35,695	7,581,943
	2 児 童 福 祉 費	3,158,623	35,695	3,194,318
4 衛 生 費		1,700,964	1,892	1,702,856
	1 保 健 衛 生 費	645,315	1,595	646,910
	2 清 掃 費	1,043,869	106	1,043,975
	3 水 道 費	11,780	191	11,971
7 商 工 費		64,076	65,699	129,775
	1 商 工 費	64,076	65,699	129,775
8 土 木 費		1,831,092	14,086	1,845,178
	4 都 市 計 画 費	553,615	14,000	567,615
	5 下 水 道 費	237,668	86	237,754
9 消 防 費		1,108,150	440	1,108,590
	1 消 防 費	1,108,150	440	1,108,590
10 教 育 費		2,728,851	7,019	2,735,870
	1 教 育 総 務 費	245,934	776	246,710
	2 学 校 教 育 費	118,817	4,043	122,860
	7 保 健 体 育 費	637,871	2,200	640,071
歳 出	合 計	19,430,000	124,831	19,554,831

2 歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	49,725	124,831	174,556	1 総務費補助金	124,831	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
計	492,896	124,831	617,727			
合計	19,430,000	124,831	19,554,831			

3 歳出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
4 保育所費	1,644,603	35,695	1,680,298	35,695				17 備品購入費	35,635	庁用器具費
								18 負担金、補助及び交付金	60	補助金 教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費
計	3,158,623	35,695	3,194,318	35,695						60

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 保健衛生総務費	218,472	1,595	220,067	1,595				17 備品購入費	1,595	機械器具費
計	645,315	1,595	646,910	1,595						

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
4 コミュニティ・プラント費	130,837	106	130,943	106				18 負担金、補助及び交付金	106	補助金 新型コロナウイルスに係るコミュニティ・プラント使用料補助金
計	1,043,869	106	1,043,975	106						106

(款) 4 衛生費

(項) 3 水道費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 上水道費	11,780	191	11,971	191				27 繰出金	191	水道事業会計繰出金
計	11,780	191	11,971	191						

【一般会計】

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
4 防災費	90,169	440	90,609	440				12 委託料	440	業務委託料 メールシステム更新業務委託料 440
計	1,108,150	440	1,108,590	440						

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
2 事務局費	191,159	776	191,935	776				13 使用料及び 賃借料	776	使用料
計	245,934	776	246,710	776						

(款) 10 教育費

(項) 2 学校教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 学校教育総 務費	118,817	4,043	122,860	4,043				10 需用費	2,921	消耗品費等
								18 負担金、補 助及び交付 金	1,122	補助金 就学・就園緊急支援補助金 1,122
計	118,817	4,043	122,860	4,043						

(款) 10 教育費

(項) 7 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
3 体育施設費	53,547	2,200	55,747	2,200				14 工事請負費	2,200	工事請負費
計	637,871	2,200	640,071	2,200						
合計	19,430,000	124,831	19,554,831	124,831						